

令和8年度山形県医療的ケア児通院支援事業

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引などの医療行為を指します。

山形県内に居住する、医療的ケアを日常的に必要とするお子さんとご家族の通院時の負担軽減を目的とする事業です。



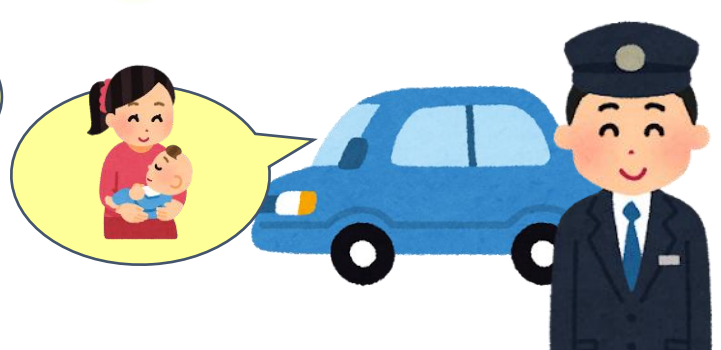
どんなサービス？

訪問看護師の付添い



- ◇ ご家族が運転する車に訪問看護師が同乗し、お子さんのケアを行います。
- ◇ 日頃、訪問を依頼している訪問看護師が必要なケアを行いながら移動ができることから、ご家族は運転に集中できます。

タクシードライバーの派遣



- ◇ タクシー会社のドライバーが、ご家族の車を運転します。
- ◇ 同乗するご家族がお子さんのケアを行いながら移動できます。
- ※ ご家族が加入されている自動車保険が適用されますので、運転手の「本人限定」や「家族限定」の特約解除が必要です。

対象者

原則、本年度18歳に到達する児童まで（18歳の誕生日を迎えた年度末まで利用できます）
※ 18歳に到達する日以前から当該事業を利用している方については、満20歳に到達する年度末まで利用することができます。

利用料金

無料
通院距離に関係なく利用できます

期間回数

令和8年4月～令和9年3月まで
通院先1つにつき、月1回、年12回
まで利用できます。
1年ごとの申込が必要です。

申込方法

- ① 「令和8年度山形県医療的ケア児通院支援事業申込書」を記入
- ② 郵送または電子メールにて提出

郵送宛先：〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当

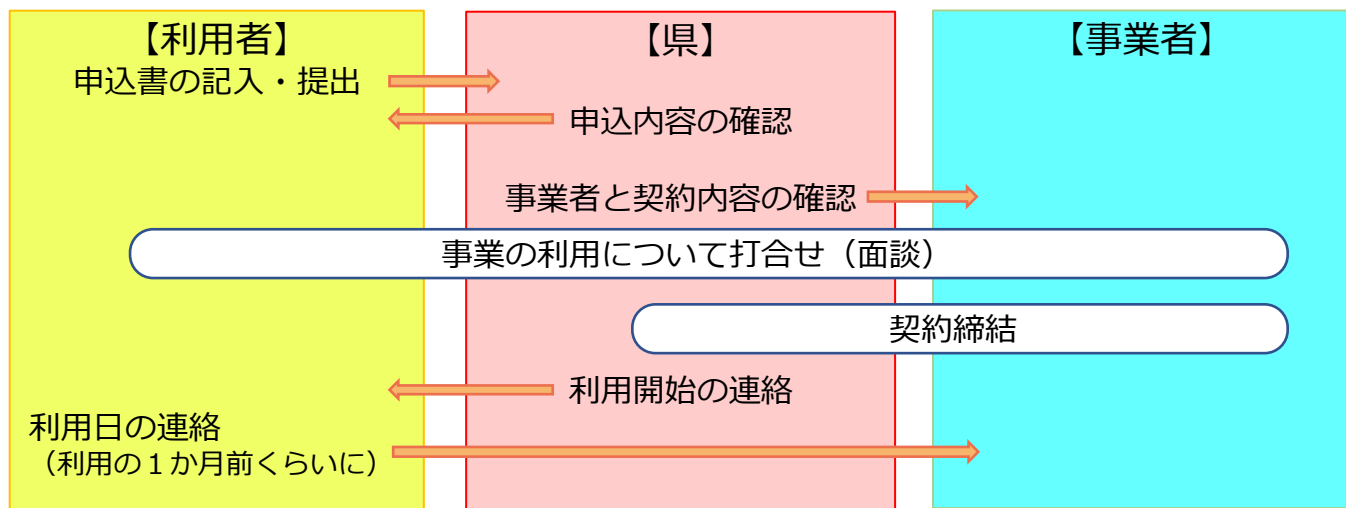
E-Mail：ikea@pref.yamagata.jp

※ 県HPに申込書の電子データも掲載していますので、ご活用ください

(<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/iryo/ikeacd.html>)

○ お問い合わせ先：023-630-2275

サービス利用までのながれ（例）



※ 申し込みから利用開始まで、1～2か月ほどかかります。余裕をもって申請してください。

※ 協力してくださる事業者（訪問看護ステーション、タクシー会社）がお住まいの地域で見つからない場合は利用できないことがあります。

よくあるご質問



問 申込書に記入していない医療機関を受診したい。

答 申込書に記入していない医療機関への通院には使用できません。申込時に通院の可能性のある医療機関を御確認のうえ申し込みしてください。途中で通院先の追加や変更を希望する場合は、事前に県に御連絡ください。県と事業者間の変更契約が必要ですので、医療機関の追加・変更まで1～2か月ほどかかります。

問 医療機関を受診後、ついでにスーパーで買い物したい。

答 通院支援は、自宅から医療機関、医療機関から自宅までの利用時間に対し、県が補助しています。そのほかの場所に立ち寄る場合は事業の対象から外れてしまうため、使用することはできません。

問 通院先の医療機関に入院を予定している。通院支援事業は使えるか。

答 入院を予定されている場合、本事業は使用できません。同乗する訪問看護師やタクシードライバーはご家族の車に同乗又は運転をしています。そのため、入院を目的に本事業をすると医療機関から帰る手段を失ってしまうため、使用することはできません。

問 A病院とB病院に通院している。A病院は訪問看護師の付添いを、B病院はタクシードライバーの派遣を利用したい。

答 可能です。本事業は、下記のような使用が可能です。ただし、診療科目が異なる場合でも、同一医療機関に通院する場合は、訪問看護師とタクシードライバーの派遣を重複して申し込むことはできません。
問の場合は申込書を2枚作成のうえ県に提出してください。

- A病院→訪問看護師、B病院→タクシードライバーの派遣
- × A病院・B病院→訪問看護師、A病院→タクシードライバーの派遣
- × A病院→訪問看護師、A病院・B病院→タクシードライバーの派遣

